

農林物資規格調査会部会 議事概要

日時：平成16年6月1日（火）

14:00～

場所：農林水産省第二特別会議室

1. 委員の出席状況

伊藤委員、徳永委員、堀江委員が欠席。

2. 概要

農産物漬物

事務局

(資料2について説明)

部会長

本日は参考人として全国漬物協同組合連合会からおみえです。

参考人

漬物の生産統計としては、(社)食品需給研究センターが集計したものがあるものの、調査方法等の事情により必ずしも業界の実態を反映していないが、そのことを考慮しても格付率が低いことには変わらない。

格付率が低い要因として、生産量全体の40～50%を占める浅漬が、商品仕様変更のサイクルが短いためJAS格付につながる定着性のある商品にならないこと、認定の取得が難しい零細工場が多数存在することなどが挙げられる。しかし、格付数量3万t、約500億円市場というのは大きな市場規模であること、JAS規格が製品の品質向上の目標として、製造業者の認定の技術的基準が、非JAS工場の生産設備、品質管理体制の整備の目標として大きな役割を果たしてきたことに着目していただきたい。

今後、業界全体として格付率向上に努めたいと考えており、工業出荷額5,000億円の業界でありながらJAS規格が無い業界ではありたくない。JAS規格の存続についてご理解をいただきたい。

委員

資料の6ページに「全ての漬物がJAS規格の範囲に含まれています」とあるが、キムチ漬はどの区分に入るのか。

参考人

農産物塩漬類、あるいは農産物しょうゆ漬類に該当する。

委員

市場に出回っているものには、キムチ漬でJASの格付をされているものを見かけないが。

参考人

一部は格付されているものがある。

委員	市場を見ると J A S の格付をされているものは福神漬が多いように感じるが、格付率が一番高い品目は何か。
参考人	全国流通する福神漬やたくあん漬が多い。
部会長	改正することになれば、先程出たキムチ漬のような問題点を見直していくことが重要。
委員	私は漬物が好きで規格も残してほしいが、若い人はあまり食べないのでは。人気の高い浅漬の規格を工夫し安心して食べられるようにするとよいのではないか。
部会長	改正することになれば、問題点を見直していく。
委員	資料 4 ページに「製造業者が存続要望書を提出」とあるが、どのくらいの企業が提出したのか。存続を希望するということは今後格付率が上がるのか。「消費者団体の 7 8 % が規格の存続を希望」とあるが、この割合は回答があったもののうちの割合なのか。
事務局	消費者団体は回答のあったうちの 7 8 %。業界から提出された存続要望書は資料にあるもので、参考人から説明があったとおりの内容。
委員	存続要望書の内容からは格付率が今後上がるのかわからない。ごく一部の企業が出した要望かもしれない。業界全体として格付率を上げたいという強い希望があるのか。
参考人	先程から話に出ている浅漬で見るとある大手企業では浅漬製品にも J A S マークを付けている。浅漬は商品の入れ替わりサイクルが早い、定着型の商品ができ、商品選別が進んでいけば浅漬類も受検が増えると考えている。
委員	旅行先で土産物の漬物を多く見かける。これらの漬物にはサッカリンや合成着色料が多く使われていて購入をためらうことがある。J A S 規格のような目標があった方が食品添加物を減らせるなら規格があった方がよいのではないか。零細企業が多く認定工場となるのが難しいという特殊事情もあるようだが、業界として努力されるのであれば規格を存続させてほしい。
委員	全日本漬物協同組合連合会で把握している製造業者数はどれくらいあるのか。零細なものも多く全ての把握は難しいと思うが。

- 参 考 人 把握しているのは全日本漬物協同組合連合会に加入している 1, 4 8 4 社だが、実際はかなりの数があるはずだ。農協系は当組合には加入していないが、その他の企業は零細なものを除けばほぼ加入している。零細なものを含めると 3, 0 0 0 社くらいという推計もあるが、零細企業の生産量は少ないと考えられるので全漬連に加盟している企業でほぼ全体が把握できていると考える。
- 委 員 格付率が低いのが残念。格付率を上げることができるよう規格を改正してほしいという要望は製造業者から出ていないのか。
- 参 考 人 業界内でそのような要望はある。規格の見直しの中で検討をお願いしたく、改正となれば今後要望していく。
- 委 員 格付率 2 % というのは地方の特産品も含めた数字のはず。消費者はそのような地域流通の商品を通常は見かけない。消費者が目にする広く流通している商品についてのみ見れば格付率は上がるのではないか。
- 参 考 人 地域の特産農産物を生かして期間限定的に生産するため広域流通にのらない製品はたくさんある。広域流通している商品に限れば格付率は上がるが、格付率の計算には地域流通のものも含めるので 2 % となる。
- 委 員 学校給食で米飯給食の回数が増えたこと、外食や学童保育のおやつで出されるなど子供も漬物を口にする機会は増えている。かつて農家の庭先で作られていた漬物が工場で生産され広く流通するようになる過程で、標準を定めた J A S 規格は役割を果たしてきたと思うので規格の存続には賛成したい。しかし、時代の流れで合成着色料の赤い福神漬が好まれなくなったり、流通技術の発達により保存料を減らせるのではないかとと思うので見直しの際は配慮してほしい。
- 部 会 長 今までの議論を通して、存続する合理的な理由あるとが認められるので改正または確認の方向で検討すると言うことでよろしいですね。
また、改正に当たっては今回の議論の中で出された問題点を考慮しつつよい規格としてほしいということによいか。
- 委 員 学校給食に携わっているので給食の漬物を食べたことがあるが、塩辛かったので塩分について考慮してほしい。学校で子供に好きな漬物を聞いたところ、らっきょうが好きという子供が多かった。業界には、若い人の嗜好を研究して受け入れられる製品を作り、格付率を上げることがを要望する。

部 会 長

農産物漬物の J A S 規格については改正または確認の方向で作業を進めていただきたい。

煮干魚類及び煮干魚類粉末

事 務 局

(資料 3 について説明)

部 会 長

本日は参考人として全国煮干協会からおみえです。

参 考 人

消費者の方から色んな意見をいただき酸化防止剤の B H A が市場で広く使われている状況を見直し、J A S マークを付けることによって安心安全を強調していきたい。

6 3 頁の「(1) の格付実績」は平成 1 1 年度だけは数値が下がったけれども概ね前年を上回っている。現在は J A S 格付量は物足りないかもしれないが、業界全体としては非常に前向きに取り組んでいる。将来が楽しい規格ではないかと思う。

6 3 頁の「(2) 煮干し生産量」の 7 万 2 千トンというのはその他色々なものが混ざっている。

「イ いわし煮干しの生産量」の平成 1 0 年度の 3 万 8 1 7 5 トン、これは全いわし煮干しの生産量であって、この中に B H A を使用したもの、削り原料及び粉末原料等が含まれている。これらの生産量は 1 万トン前後であると把握しており、実際のいわし煮干しの J A S 格付は幾分高いと認識している。

煮干しは B H A を、幅広く使っていると言われていたが、最近は安心して使用できるようになったといわれている。6 4 頁の (3) J A S 規格に適合していない煮干魚類の生産数量は平成 1 0 年度で 1 万 7 6 9 6 トン等となっていて、業界で把握している B H A を使用している地域は、九州、中京、関東、東北等である。最近は B H A 等を使用した煮干しがペット用として流通している。様々なかたちで全て消費されている。6 4 頁 (4) J A S 格付率だが、平成 1 0 年度で 2. 1 %、1 4 年度で 3. 2 %位の格付率であると承知している。

煮干しの格付について、先日の当協会の総会でも J A S マークを付けようといった意見が多かった。お客様からは J A S マークのついた煮干しを探してもないといった意見や、J A S マークは安心マークだから商品選択の目安であるといった意見もいただいている。

J A S 規格のおかげでむやみやたらに B H A を使う生産者が減った。九州のある県は全体の 2 0 %の生産をしているが、そこは酸化防止剤 (B H A) は一切使わずトコフェノールのみ使用している。瀬戸内は 1 0 0 %無添加である。このように生産者が気を使って酸化防止剤を使わなく

	なっている。 生産量は日本近海の魚の減少で増えてきていないが、消費者の方からは昔からの食品として評価をいただいている。これから品質の向上に努めて生きたいと思っている。
委 員	煮干は基本食材だと思っているので、ぜひ規格は欲しい。 格付率が1%というのは、ペット用等の製品も全部含めたもので計算しておかしいと思う。 製品の袋を見たときにA級品とかB級品とか分かる方がよい。 消費者にとっての規格の使いやすさを考えて存続していただきたい。
参 考 人	そのような矛盾点（格付率1%）を当方も把握しており、ペット用のもの（BHAが入っているもの）を外して考えていただければと思っている。 煮干は捕る場所や時期の違いで状態が変化するので、今までどおり規格は上級と標準の2階級にしたいと思っている。
委 員	ペット用は最初から総量に入っているのか。
参 考 人	煮干の生産量に入っている。値段が安いものやBHAを添加したものはペット用に回したりする。 関東の魚は表面が白く、中（身）が赤いのでBHAを使用せざるを得ない。 反対に西の魚は表面が赤く、中（身）が白いのでBHAを使用しなくても大丈夫である。 卸売市場では色が綺麗な方が売れるのでBHAを使用している場合もある。当協会はBHAを使用したものは買わない売らない方針である。
事 務 局	統計上、ペット用を省いた数字の資料がない。よって、こちらとしてはこの数値で算出せざるを得ない。
委 員	資料63頁では、格付実績が最近上がっていないようであるが。今後、協会としてどのような努力をしていくのか。
参 考 人	デフレ等の色々な理由で煮干の消費は伸びていないが、JAS規格の格付を受けている会員の売り上げは落ちていない。認定工場が集まってレベルの高い規格にする為に打ち合わせを計画している。これから時代とともに伸びていくと思うので期待している。

委 員	積極的に取り組むということだし安心して食べられるようになることを期待している。存続していただいた方がよいと思う。 東と西の魚によってBHAの使用が異なるのか。中（身）が赤く外が白い関東方面の魚はBHAを使わないで処理するとどうなるのか。
参 考 人	品質の低下が早くなる。品質の低下を防ぐためにBHAを使用する。海温の違いで東の魚は脂をもっているため、BHAを使用しないと色がきれいに出不いのでBHAを使用する。関東は寒いのでBHAを使った方が製品としてきれいにできる。西の方はBHAを使用しなくてもそんなに赤くならないので無添加やトコフェノールで処理できるので十分である。
委 員	東の地方では格付がないのか。
参 考 人	協会としては、東の地方の魚は買わない売らないという方針である。BHAを使用したものは、主にペット用に回る率が高い。
委 員	東の魚はBHAを使わざるを得ないということか。
参 考 人	そうである。
委 員	BHAを使用の有無が規格の見直しに深く関係していると思うのだが、食品衛生法上は使用は認められているのか。
参 考 人	一時禁止になっていたが復活してまた使用できるようになった。大手量販店や生協等のアレルギー反応もあったのでBHAは極力避けたいという思いである。
委 員	食品添加物として食品に使うことが認められて使われている食品を排他的に扱うことはどうなのかと思う。地場で地産地消をやっている方たちもいる。
参 考 人	全国で生産されたものは100%消費されている。決して排除しているわけではない。人間が食するかペット用になるかで違うが捕れたものは全て消費している。お客様に安心安全なものを提供することを前提にしている。
事 務 局	規格の見直し基準では食品添加物は必要最小限に抑えるという規定がある。

部 会 長	だいたい意見も出尽くしたと思われるが、審議した結果、「煮干魚類及び煮干し魚類粉末」の J A S 規格については存続すべき合理的な理由があると認められるので、改正又は確認の方向で作業を進めるということによろしいか。
委 員	(異議なし)

特殊包装かまぼこ類及び風味かまぼこ

事 務 局	(資料 4 について説明)
委 員	製造業者が存続を希望しない理由は何か。
事 務 局	実際の部分はよくわからない。「特殊包装かまぼこ類」や「風味かまぼこ」はかまぼこの大きなジャンルの一部である。
委 員	規格はなくてもよいと思うのだが、規格がなくなった場合に表示の点で不都合はないのか。
事 務 局	基本的にはないが、品質表示基準には規格を引用している部分があるので、規格が廃止の場合はその手当はする。
委 員	実際販売されている製品の食品添加物の使用状況はどうなっているのか。
事 務 局	(独) 農林水産消費技術センターの品質実態調査では、例えばリテーナ成形普通かまぼこ 13 食品調査した結果について、着色料は赤 3 号が 4 食品、赤 106 号が 5 食品、カロチン、コチニール色素、アナトーはそれぞれ 1 食品、炭酸カルシウム 3 食品、保存料としてソルビン酸カリウムが 2 食品、増粘多糖類が 1 食品等となっている。 たくさん使われているといった印象はない。
部 会 長	だいたい意見も出尽くしたと思われるので意見集約してよろしいか。 「特殊包装かまぼこ類」及び「風味かまぼこ」の J A S 規格については廃止ということによろしいか。
委 員	(異議なし)
部 会 長	「特殊包装かまぼこ類」及び「風味かまぼこ」の J A S 規格について

は、廃止するとの審議結果になったことをJAS調査会に報告する。

鯨野菜煮かん詰、まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰、水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰及び特種かん詰について

事務局 (資料5について説明)

委員 規格制定当時から格付はあったのか。いつ頃から格付率0%になったのか。最初から格付率が10%以下ならここで議論する意味がないのではないか。

事務局 30数年のデータがないのでわからない。平成8年から0%となっている。

委員 格付率が0%にも関わらず、消費者アンケートの結果ではほとんどの団体が規格の存続を希望しているが、これはJAS規格がなくなると品質が落ちるという心配からこういった意見になるのかなと思う。

実際の現状をみると廃止もやむを得ないと思う。

JASの将来を考えると優良なものにJASが付いて安心なものが購入できることが良いと思う。ある程度厳しいものにJASを設定しメーカーが喜んで格付を受けることが望ましいと思う。

委員 「鯨野菜煮かん詰」は昔はよく食べたが現在はほとんど利用者はいないのではないかと思う。反対に「特種かん詰」は利用者が増えているのではないか。規格がなくなると品質が落ちる心配がある。

事務局 「特種かん詰」の生産量は、スープ缶詰はやや上昇傾向、ソースは減少傾向、ペースト缶詰もやや減少傾向である。「特種かん詰」のJAS規格は色々なものが入っているので、品質指標の設定が難しい。現状は五感検査のみの規格になっている。

委員 この他の缶詰の規格で残っているものはあるのか。

事務局 水産物、農産物、畜産物缶詰は残っている。

委員 料理の素材として用いる素材缶詰のような自分で味付けをするものはきちんとした規格が必要だと思う。今日の品目は時代や好みによって味が変わるし、多くの人を使うとは考えにくいことを考えると必要ないと感じる。

事務局	水産物、農産物及び畜産物缶詰は素材缶詰として理解している。
委員	今日議論されている缶詰で食べたことがあるのは、数ある缶詰の中で数えるほどしかない。唯一食べたことがある「特種かん詰」の規格の内容も官能検査だけということであり、また実際よく使う素材缶詰は規格があるということであるので、食品添加物を制限している規格が厳しいものであれば存続も考えるが、今日議論されている規格に関しては廃止でよい。
部会長	以上の5つの缶詰の規格については廃止ということによろしいか。
委員	(異議なし)
部会長	鯨野菜煮かん詰等の5つのJAS規格については、廃止するとの審議結果となったことをJAS調査会に報告する。

素材、押角、耳付き材、電柱用素材及びまくら木

事務局	(資料6について説明)
部会長	本日は参考人として全木連と日本木材防腐工業組合からおみえです。
参考人	素材のJAS規格については格付はわずかな量ではありますが、JAS規格の利用の実態は林野庁における素材の生産維持販売の実績等々で相当大きな数量ありま。、また「素材等検知業務請負要領準則の制定について」で引用されています。原木市場でも素材の計量等をJAS規格の方法でして材積計算をしていると言うのが一般的です。また、全日本検数協会等でも輸出または輸入の場面で材積計算法が定まっていない場合はJAS規格の計量方法によっています。 歴史のある信頼における国家規格として利用されていると言う事もあるので素材のJAS規格の存続をお願いします。 押角の農林規格ですが、利用の実態はコンクリート工事の側板や東屋や物置や牛舎等に使われています。格付量はほとんどこの2、3年ありませんが、実態的には取引上JAS規格が使われています。格付はありませんが規格の存続をお願いします。 耳付き材は半製品で、具体的には家具等に使います、切り使いをし良い所だけ取ると言うのがこの材料の特長です。格付全体が低くなっていますが、実際の取引上ではJAS規格に十分精通した人達が使用していますので、規格の存続をよろしくお願い致します。

参 考 人	電柱については平成15年度で防蝕処理をして使った物は905m³で7m位の電柱ですと約1万5千本くらいになります。かつての全盛期には30万m³位が年間に消費されていた。 木柱は山間の有線放送やコンクリートでは景観を壊すと言うような所に使用されている。 格付する必要はなかったが取引上の規格としてJAS規格を利用している。規格の存続を希望します。 木まくら木は年間40万本くらい使用されている。使用場所はローカル線等である。格付までは必要とはしないが、取引規格としてJAS規格が必要である。まくら木の標準を示す規格として必要である。取引上業界規格では通用しないためJAS規格の存続を希望します。
委 員	実害についてのアンケートで先程の説明と矛盾があると思うんですが。
事 務 局	調査会で決定した見直し基準の中に廃止の是非を検討する基準があり、これらに照らすと5つの規格は「該当」が多い。「不明」もあるが「該当」に近い「不明」と考えてよいのではないかと。 判断材料として格付率とともに実際に規格が使われているかがポイントになる。 JAS規格という公的な規格なので日本全国で統一する必要があるのか。 規格が引用されていると言うのは1つの判断材料になるが、特定の民間会社の仕様書に引用されるために公的な規格が必要なのか。 実害がある、なしで告示した数字で判断して頂きたい。
事 務 局	(アンケートの送付先について説明)
委 員	P.195の右半分の円グラフについて、実需者は鉄道会社であるが、実害がないと言うのが約半数を占めています。新幹線や在来線と言ったスペックの違いはあってしかるべきですが、まくら木の安全性の最低基準のJASについてこの回答は理解できません。
事 務 局	JASでは寸法により、1等などの等級がある。安全性については規定していません。
参 考 人	実態は1等、2等で選んでいます。
委 員	まくら木、電柱は発注者側が性能を規定する。JAS規格を供給者が供給するスペックの種類です。 押角、耳付き材は、製材の中に入ってもおかしくない。当時は特殊な

	用途があつたのでしょうか。製材の中に入れてはどうでしょうか。
参 考 人	押角、耳付き材については、製材規格での中であっても構わない。
委 員	J A S 規格は、取引の目安として必要であるということですが、J A S マークを付ける事がないのならば本来の J A S の意味から外れるのではないのでしょうか。そのまま残さずに別の方法を考えた方がよいと思います。
委 員	林産物は業者間取引であり、取引基準として必要である。別の機関等で規格が作られればよいという訳ではなく、非常に重要な規格であると思います。
委 員	性能規格は各社が持ち、購買規格なのかも知れないが、性能があり、スペック（仕様）が必要なのではないか。素材には I S O / T C がありますか。
委 員	I S O 8 9 6 6 に電柱、まくら木の規格があります。
事 務 局	I S O 8 9 6 6 は丸太の様々な利用の規格で、その中の例として出ている。
事 務 局	安全性については、まくら木は国交省、電柱は通信関係で決まっていると思います。その安全性の部分を J A S に入れる事は無理です。 戦後の多くのユーザーが居る時であれば日本全国の中で統一していなければならなかっただろうが、生産も小さくなり、ユーザーも限られている今の状況で日本全国で揃っていなければならないのか。
委 員	アンケートで「実害がある」というのは取引上以外で何かあるのですか。
参 考 人	ほとんどが取引上です。J A S があることにより、J A S の何等であると説明できるからです。
委 員	J A S のマークが付いているという事ですか。
参 考 人	J A S マークは付いていません。J A S の 1 等で選別したものですという事です。
委 員	J A S では検査の方法が決まっているので同じ検査方法が使われると

	思うが、無くなると各社がそれぞれ、検査方法を持つ事になるのでしょうか。
委 員	極端な事を言えばその通りです。J A Sは共通の言葉として使用され、マークが無くても選択する共通の基準として使用されている。
委 員	規格を引用する上でJ A Sを必要とする事については賛成です。輸入品が多く入ってきているのでJ A Sで選別して貰うと安心できます。
委 員	防腐剤の注入については別の法律があるのですか。
参 考 人	防腐処理についてはJ I Sで決まっている。
委 員	素材については古い規格なので改正をちゃんとして欲しい。 押角、耳付き材、まくら木は製材へ持って行き電柱用素材も素材に入れて残して頂きたい。
参 考 人	何らかの形で規格の中身を残して頂きたい。
参 考 人	押角、耳付き材も製材の中に残り、一定の評価が出来る基準であればよいです。
部 会 長	素材は改正、押角・耳付き材・まくら木は製材の中で検討、電柱用素材は素材の中で検討するとまとめたい。製材は17年度に規格見直しの予定があるので押角・耳付き材・まくら木は経過措置を十分考慮しながら、ここでは廃止するという事でよろしいですか。
委 員	電柱用素材はこれから見直しを行うのですか。
部 会 長	今年度の素材の規格見直しの中で検討すると言う事です。
委 員	ここでは残しておいて、新しい規格が出来た時に廃止する事は出来ないのでしょうか。
事 務 局	今回の部会では、廃止か存続かの決定を。まずは入り口を決めてからの話です。今回の品目は非常に用途が限定された規格であるので廃止基準に照らすと単独で残す事は困難だと思います。
部 会 長	電柱用素材は素材の中で、押角・耳付き材・まくら木は製材の中で検討する事として、ここでは廃止としてよろしいですか。経過措置につい

ては事務局と相談するという事で。

事務局 素材、電柱用素材は今年度中に検討し、押角、耳付き材、まくら木は来年度の製材の中で検討する事として、この場では廃止とすることとしたい。

事務局 素材全体の規格、製材全体の規格がどうなるか今の時点で予断できない。今回の規格が残ることを、現時点で決めることは出来ず、大きな規格の中でどうなるかを含めてこれから検討していく。

部会長 それでは素材は改正し電柱用素材もこの中で検討、押角・耳付き材・まくら木は平成17年度の製材の規格見直しの中で検討することとし、今部会においては廃止という事でお願いします。

(以 上)